

札幌市監査委員 藤 江 正 祥
同 窪 田 もとむ
同 三 上 洋 右
同 國 安 政 典

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の対象部局、指摘件数等は下記のとおりです。

記

1 定期監査等（事務監査）

局名	対象部	指摘事項の区分						順守	意見
		収入	支出	財産	行政運営	その他	合計		
財政局	税政部							1	
	中央市税事務所							1	
環境局	円山動物園		4	3	1		8	1	
建設局	総務部		1	1	1		3	1	
	みどりの推進部		1				1		
教育委員会	中央図書館	2	1	1	1	2	7		
4局	6部（所）	2	7	5	3	2	19	4	

2 定期監査等（工事監査）

局名	対象部	指摘事項の区分					順守	意見
		設計	監理	事務	その他	合計		
建設局	土木部		1			1		
都市局	建築部	1	3			4		
北区	土木部			1		1		
東区	土木部			1		1		
4局（区）	4部	1	4	2		7		

※ 上記1及び2の表において、「順守」は基本的順守事項を表す。

定期監査

(事務監査)

抜粋版

令和2年度定期監査（事務）報告書

令和2年度第2回定期監査（事務）の実施結果について、以下のとおり報告する。
なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和2年3月26日監査委員決定）に準拠した。

監査の種類 定期監査

監査の対象

財政局 税政部、税政部中央市税事務所
環境局 円山動物園
建設局 総務部、みどりの推進部
教育委員会 中央図書館

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

監査の実施内容

監査の範囲	令和元年10月1日から令和2年9月30日までに執行された財務に関する事務及びその他の事務（必要に応じて他の年度の執行分も対象とする。）
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和2年9月2日から同年12月15日まで

監査の結果

対象となった事務について、次のとおり注意、改善及び検討を要する事項がみられた。

第 1 指摘事項

1 収入事務

(省略)

2 支出事務

(省略)

3 財産管理事務

(省略)

4 行政運営事務

(1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの

【建設局総務部】

札幌市は、平成25年2月、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例を制定している。

この条例は、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、基本理念や市の役割として関係機関等と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施することのほか、市民の役割、事業者の役割等を定めている。

また、市は、啓発活動として、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、及び暴力団の排除に関する活動に取り組む機運を醸成するため、広報その他の必要な活動を行うものと定めている。

監査の結果、普通財産の貸付けに当たり、関係規程の理解不足により、貸付契約書に「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」で規定する貸付を解除する旨の条件が付されていないものがみられた。

上記条例は、市の役割のほか、市民の役割、事業者の役割を定め、市は市民等への啓発活動を行うこととされているのであるから、この条例の趣旨を踏まえ、適正な事務の執行に努められたい。

また、こうした事務処理に当たっては、常に最新の要綱等の内容を十分確認するよう留意されたい。

(2) 内部統制上の課題等を解消し、適正な事務処理を行うべきもの

【環境局円山動物園、教育委員会中央図書館】

【環境局円山動物園】

ア 今回の貴部への定期監査において、監査対象となった財務に関する事務処理のうち、特に物品購入等及び役務契約や財産管理に係る事務の執行全般において不適切な事例が多数みられたところである。

また、こうした事例の中には、貴部各課におけるリスク評価の結果、重要性が高いと判断のうえ、その対応策を検討された特定リスクとして既に貴部において認識していた事項のほか、前回（平成29年度）の定期監査において、改善等の措置を要するとされた指摘事項等についても、今回の監査で一部改善がなされていないものがみられている。

(ア) 不適切な事務処理の原因等

このような状況に陥った原因としては、担当職員の不注意や失念、法令や関係規程の理解不足、上司や複数職員による書類等の審査や事務処理等の進捗状況の確認といったチェック機能が不十分であったことに加え、特定リスクへの対応策等についての組織内の周知が徹底されていなかったことなどが挙げられるが、こうした状況は、事務の適正な執行を確保するための組織体制に不備があったと言わざるを得ない。

(イ) 今後の改善について

地方自治法の改正により、指定都市である本市では、令和2年4月1日から内部統制制度が導入され、札幌市内部統制基本方針に基づき、適正な行政サービスを提供する際の障害となる事務上の要因（リスク）の発生未然防止や発生時の早期対応を図るための仕組みを構築していくこととされたところである。

今後は、同基本方針の趣旨を十分に踏まえ、内部統制上の課題を解消するとともに、前回改善等の措置を求めた事項を含め、事務の執行における関係規程等の再確認を徹底し、チェック体制の強化を図りながら、適正な事務処理を含めた円滑な組織運営に努められたい。

【教育委員会中央図書館】

イ 収入事務、支出事務、及びその他の事務全般に関して、特に契約事務では事務を進める各段階において、不適切な処理が多く行われていた。

このような状況に陥った原因としては、法令や関係規程の理解が不足していたこと、担当者が交代した際に事務処理上の留意点などの必要な引継ぎが行われていなかったこと、過去の不適切な事務処理を見直すことなく漫然と継続していたこと、決裁権者等によるチェック体制の不備などが挙げられるが、こうした状況は、組織体制の不備があったと言わざるを得ない。

今後は、組織を挙げて内部統制が有効に機能するための対策を講じるとともに正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、関係規程を順守して適正な事務の執行に努められたい。

また、役職者を含む職員全員に、法令等に即した事務処理を行うべきという意識の欠如が顕著であることも大きな問題であり、役職者による確認

や職員への指導等が行き届いていないことから、階層別の内部研修等を適宜行うなど、適正かつ公正な組織運営に努められたい。加えて、適正な行政サービスを提供する際の阻害となる事務上の要因（リスク）についても再確認のうえ、特定リスクを適切に設定し、必要なリスク対応策を講じられたい。

5 その他の事務

(省略)

第2 基本的順守事項

(省略)